

## 商品概要説明書

### 3. J Aマイカーローン

(2024年4月1日現在)

商品名	J Aマイカーローン
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</p> <p>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること）。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p> <p><b>【次の方については、要件が緩和されます。】</b></p> <p>○ J A マイカーローン（信販保証等を含む。）の返済実績が 2 年以上あり、少なくとも過去 1 年以上延滞のない方、または 2 年以上返済実績があり完済後 2 年以内の方は、前年度税込年収が 150 万円以上であればご利用いただけます。（以下「リピーター型」という。）</p>
資金使途	<p>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、事業性資金（営業用自動車等）、個人間売買に伴うものは除きます。</p> <p>①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金またご購入に付帯する諸費用。</p> <p>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</p> <p>③運転免許の取得のためのご資金。</p> <p>④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。</p> <p>⑤車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとして）。</p> <p>⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。（ただし、リピーター型は対象外とします。）</p>
借入金額	○1 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<p>○6 か月以上 15 年以内とします。</p> <p>○なお、貸入期間 10 年（120 カ月）を超える案件は、資金使途が自動車の新車購入の場合に限ります。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、残価設定型クレジットを除き借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内、または当初の資金使途が新車購入の場合に限り、15 年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。</p>
借入利率	<p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（京都府農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。

保証料	<p>○約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。          なお、保証料率は年 0.7%です。</p>								
団体信用生命 共済	<p>○ご希望により当 J A 所定の 3 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。          なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="375 280 1182 443"> <thead> <tr> <th data-bbox="375 280 975 320">団体信用生命共済名</th> <th data-bbox="975 280 1182 320">加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="375 320 975 360">団体信用生命共済（特約なし）</td> <td data-bbox="975 320 1182 360">年 0.2%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 360 975 400">三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td data-bbox="975 360 1182 400">年 0.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 400 975 443">9 大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td data-bbox="975 400 1182 443">年 0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.2%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.3%	9 大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.5%
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.2%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.3%								
9 大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.5%								
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額繰上返済の場合…実行日より 3 年以内；3,300 円，実行日より 5 年以内；2,200 円，実行日より 7 年以内；1,100 円</li> <li>・一部繰上返済の場合…3,300 円（J A ネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料）</li> </ul> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。</p>								
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<p>○苦情処理措置          本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または信用部（電話：075-955-8572）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。          また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置          外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用部または J A バンク相談所にお申し出ください。          東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）          第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）          第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）          京都弁護士会紛争解決センター（電話：075-231-2378）          兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）          公益社団法人民間総合調停センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>								
その他	<p>○お申込みの際は、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>								